

## 酒田市成年後見制度利用支援事業のご案内

酒田市では、収入や資産等の状況から、後見・補佐・補助開始の申立費用（鑑定費用）や、成年後見人に対する報酬を負担することが困難な方に対して、助成を行っています。

※令和3年4月1日から、市長申し立て以外の事案についても対象となります。

### 1 申立費用助成

#### （1）概要

家庭裁判所に後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求をされた方（以下「申立人」といいます。）で、収入や資産等の状況から鑑定費用を負担することが困難と認められる方に対し、助成を行います。

#### （2）助成対象者

審判の対象者（被後見人等になる予定の方。以下「審判対象者」といいます。）が保有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額が審判請求費用に 30 万円を加えた額未満であって、次のいずれかに該当する場合に対象となります。

- ① 生活保護受給者
- ② 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であり、かつ、本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない者

例：審判対象者の世帯全員が非課税。審判対象者の保有する預貯金等の額が25万円、鑑定費用が5万円の場合、  
 $25万円 < 5万円 + 30万円$  となり、助成対象となります。

※審判対象者が酒田市外の施設・病院等に入所・入院しており、入所・入院前に酒田市内に居住していた場合は、対象となる場合があります。

※酒田市以外の市町村又は団体から助成を受けられる場合は、対象となりません。

#### （3）助成対象経費

助成の対象となる経費は、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求に係る鑑定費用です。申立・登記手数料、郵便切手代及び診断書取得費用は対象外です。

#### （4）助成額

助成額は、家庭裁判所に予納すべき鑑定費用の全額です。

## (5) 申請期間

申請期間は、家庭裁判所から予納の通知があった日から起算して3か月以内です。

## 2 後見人等報酬助成

### (1) 概要

収入や資産等の状況から、家庭裁判所が審判により決定した成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」といいます。）の報酬を負担することが困難と認められる方に対し、報酬の全部又は一部を助成します。

### (2) 助成対象者

成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」といいます。）であって、被成年後見人等が保有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額が報酬額に30万円を加えた額未満であり、次のいずれかに該当する場合に対象となります。

- ① 生活保護受給者
- ② 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であり、かつ、本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない者

例：被後見人等の世帯全員が非課税。被後見人等の保有する預貯金等の額が35万円、報酬額が10万円の場合、  
 $35万円 < 10万円 + 30万円$  となり、助成対象となります。

※被後見人等が酒田市外の施設・病院等に入所・入院しており、入所・入院前に酒田市内に居住していた場合は、対象となる場合があります。

※酒田市以外の市町村又は団体から助成を受けられる場合は、対象となりません。

※後見人等が被後見人等の親族（配偶者、直系血族（父母・祖父母・子・孫など）、兄弟姉妹の場合は対象外です。

※被後見人等が亡くなった場合は、その方の後見人等だった方が申請できます。この場合は、本人の遺留財産が報酬額を下回る場合に対象となります。

### (3) 助成対象経費

助成の対象となる経費は、家庭裁判所が審判により決定した後見人等の報酬です。ただし、被後見人等が施設等に入所している場合は月額18,000円、その他の場合（在宅等）は月額28,000円を上限とし、上限額を超えた部分については、助成対象とはなりません。

ません。

#### (4) 助成額の算出方法

被後見人等が保有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額に応じて、以下のいずれかの額となります。

① 審判対象者の預貯金・現金の額が、30 万円以下の場合  
報酬額と助成上限額を比較して少ない額を助成額とします。

② 審判対象者の預貯金・現金の額が、30 万円を超える場合  
助成額＝30 万円－（預貯金等の額 － 報酬額）  
ただし、助成額が助成上限額以上のときは助成上限額となります。

例：被後見人等が施設に入所しており、預貯金等の額が35万円、報酬額が25万円、助成上限額22万円の場合、  
 $30\text{万円} - (35\text{万円} - 25\text{万円}) < 22\text{万円}$   
となるため、助成額は20万円となります。

#### (5) 助成対象期間

助成の申請を行った日から起算して2 年前までの分を助成対象期間とし、審判が出ていてもそれ以前の分は助成しません。

#### (6) 申請期間

申請期間は、家庭裁判所が報酬付与の審判を行った日から起算して3 か月以内です。

### 3 申請先

〒998-8540

山形県酒田市本町2丁目2-45

酒田市健康福祉部 福祉企画課 地域福祉係

TEL：0234-26-5731 FAX：0234-26-5796

#### 4 申請書類

申請様式は酒田市ホームページからダウンロードできます。

		審判費用	後見報酬
①	成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用）交付申請書（様式第1号）	○	
②	成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬）交付申請書（様式第2号） ※被後見人死亡の場合、成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬）交付申請書（特例用）（様式第3号）		○
③	資産等申告書（審判請求費用助成用）（様式第1号別紙1）	○	
④	現況報告書（様式第2号別紙1） ※被後見人死亡の場合、死亡時状況報告書（様式第3号別紙1）		○
⑤	資産等申告書（後見人等報酬）（様式第2号別紙2） ※被後見人死亡の場合、資産等申告書（後見人等報酬・特例用）（様式第3号別紙2）		○
⑥	申請者の本人確認書類の写し（マイナンバーカード等。住所・氏名が確認できるもの。）※個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようご注意ください。	○	○
⑦	家庭裁判所に提出した後見・保佐・補助開始等申立書（1～3頁）の写し	○	
⑧	鑑定費用の予納に関する家庭裁判所からの通知の写し	○	
⑨	報酬付与審判書謄本の写し		○
⑩	申請者と本人（代理人）の続柄が分かる書類の写し（戸籍謄本の写し、住民票の写し等。申請者が本人の場合は不要。）	○	○
⑪	預貯金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等資産等の状況に関する資料	○	○
⑫	本人が市民税非課税世帯であることが分かる書類の写し（市民税非課税証明書の写し、介護保険料納入通知書の写し等）	○	○
⑬	請求書及び通帳の写し（表紙、中表紙）	○	○